

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨  
議事録

HP版議事録

(整理番号0790)

本審議会 第445回

令和4年3月11日 公開

開催日時	令和4年3月11日(金)	9時25分～9時50分	
開催場所	群馬県市町村会館 2階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 特定(産業別)最低賃金の改正に係る申出の意向表明について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻より前ではございますが、皆様お揃いとなりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日で出席の委員は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名の合計14名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それではただいまから、第445回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議事に入る前に、本年2月1日付で委員の任命がありましたの</p>

労働者委員	<p>で、ご報告及びご紹介をさせていただきます。</p> <p>資料1の群馬地方最低賃金審議会委員名簿をご覧ください。</p> <p>労働者を代表する委員の■■■■様の辞任に伴い、新たに労働者を代表する委員にご就任いただきました、■■■■の■■■■様でございます。</p> <p>■■■■様、恐縮ではございますが、一言御挨拶をいただけますよう、お願いいたします。</p> <p>皆様、おはようございます。</p> <p>ただいまご紹介いただきました、■■■■の■■■■と申します。</p> <p>■■■■の方が、■■■■の方も退任になりましたので、その後任として私の方が今回議長の方を仰せつかっているのですが、こちらの方の委員についても後任という形で任命いただきました。</p> <p>これから是非皆様よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>このあとの議事進行につきましては、■■■■会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>最初に、群馬県特定最低賃金改正に係る申出の意向表明について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。群馬県特定最低賃金改正に係る申出の意向表明の状況をご報告いたします。</p> <p>前回の審議会において、意向表明の時期等についてご審議をいただきましたが、これに基づく意向表明がございました。</p> <p>資料2及び資料3をご覧ください。</p> <p>資料2は、特定4業種の最低賃金に関して提出されました、改正決定の申出の意向表明を取りまとめたもので、資料3は、その意向表明の写しでございます。</p> <p>まず、特定最低賃金の改正等の申出について、ご説明いたします。</p> <p>特定最低賃金の改正等につきましては、最低賃金法第15条第1項に、「労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、都道府県労働局長に対し、特定最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる」と規定されており、同条</p>

第2項には「都道府県労働局長は、この規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会に調査審議を求め、その意見を聴いて、決定又は改正若しくは廃止の決定をすることができる。」と規定されています。

今回の意向表明は、申出の前段階に当たるもので、法律で明記されているものではありませんが、審議会のスケジュール調整や、賃金の実態調査の準備等の関係から、この時期に意向表明の確認をさせていただいております。

意向表明の内容は、①申出者、②当該最低賃金の件名、適用を受けるべき者の範囲、③申出の理由、④申出の時期となっています。

この意向表明の内容は、後に提出される申出書の内容と同一であることが望ましいところですが、必ずしも細部まで一致する必要はございません。

また、意向表明が将来の申出を拘束するものではありませんが、基本的には、この意向表明の内容に沿って申出が行われることが通例となっております。

例年、7月中旬までには申出書を提出いただき、第2回目の審議会において、改正決定の必要性の有無についてご審議いただく手順となっております。

それでは、資料2の意向表明状況について、担当からご報告いたします。

事務局

資料2の令和4年度における群馬県特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明状況をご覧ください。

【意向表明日、意向表明者、件名、適用労働者数、申出期日を読み上げた】

適用使用者数及び適用労働者数は、平成28年経済センサス活動調査をもとに、最低賃金実態調査結果を踏まえて推計したのになります。

以上でございます。

事務局

意向表明状況等について、ご報告をさせていただきました。

特定最低賃金は、労使のイニシアティブにより決定されるものと位置付けられておりますので、今後の労使の合意形成につきまして、よろしくお願いいたします。

会長

はい。ただいま、事務局から、令和4年度における特定最低賃金



労働者委員	<p>改正決定に係る申出の意向表明について報告がございましたが、意向表明をされた労働者側委員の先生方で、説明等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>労側■■■■でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明が行われましたとおり、特定最低賃金の4業種の意向表明をさせていただきました。</p> <p>現在世の中は、コロナ禍の影響により先行き不透明感はあるものの、製造業等においては回復基調にあり、コロナ前のGDP水準をほぼ回復するというようにも言われております。</p> <p>つきましては、県内主要4業種の底上げを図り、魅力ある群馬県とすることで人流の抑制に繋がればというように思っております。</p> <p>特定最賃は労使のイニシアティブにより決定されるものと位置づけられておりますが、今回の意向表明と今後の申出につきまして、是非とも公益の先生方、また、使側委員の皆様にご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>意向表明について、労働者側委員の先生から説明がございました。</p> <p>本日は、意向の確認ということで進めたいと思います。</p> <p>ご意見ご質問等について、使用者側委員の先生から何かございましたらお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。私■■■■から。</p> <p>今、労側委員からお話がありましたように、申出が具体的に出された場合には、真摯に受け止めまして、今後の議論に進みたいと思います。</p> <p>使用者側としても、雇用の維持と、更なる良質な労働力の確保のために、賃金の引上げ等については、重要な要素だと認識はしております。</p> <p>ただ、足元の経済状況は厳しさが増しているばかりか、長引くコロナの問題、あと原材料の高騰、また、輸送コストや、製造業には欠かせない燃料代等の値上げは想定以上のものがございます。</p> <p>また、ここにきてロシアによるウクライナ侵攻が、今後の日本経済にどのような影響を及ぼしていくのか等、経営側の努力だけでは回避できない問題が、昨年、一昨年以上に積みあがってきてご</p>

会長	<p>ございます。</p> <p>この厳しい経済環境も今後ご理解をいただきながら、先生方のご支援、それと労働者側の皆様と真摯な議論、意見を重ねてまいりたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>他の委員の先生方で、ご意見等ございますでしょうか。</p>
会長	<p>【特になし】</p> <p>ご意見等ないようです。</p> <p>事務局は、この関係で、他に何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
会長	<p>それでは次に、その他につきまして、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。3点ご説明させていただきます。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>本日の資料についてご説明いたします。</p> <p>資料1、2、及び3は、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。</p> <p>資料4は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>から、群馬地方最低賃金審議会会長あて提出された陳述書でございます。</p> <p>資料5は、群馬県の最低賃金一覧でございます。</p> <p>資料6は、群馬県の最低賃金額の推移でございます。</p> <p>資料7は、令和3年度特定最低賃金改正状況でございます。</p> <p>資料8は、特定最低賃金の北関東三県比較表でございます。</p> <p>資料9は、令和3年度最低賃金周知広報依頼先一覧表でございます。</p> <p>資料10は、群馬地方最低賃金審議会等の開催状況でございます。</p> <p>資料11は、労働市場速報でございます。</p> <p>資料12は、群馬県金融経済概況でございます。</p> <p>資料13は、最近の県内経済概況でございます。</p> <p>資料14は、法人企業景気予測調査でございます。</p> <p>資料15は、2021年四半期別GDP速報でございます。</p> <p>資料16は、群馬県鉱工業指数でございます。</p>

会長	<p>最後に資料 17 は、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策でございます。 資料は以上でございます。</p> <p>はい。事務局から資料に関して説明がございました。 これについて、ご質問等がございましたら、お願いいたします。</p>
会長	<p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>はい。質問等ないようですので、引き続き事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2 点目でございます。 令和 4 年度の審議会の開催日程について、ご説明いたします。 過去の開催日程は、資料 10 の最低賃金審議会等の開催状況にお示ししたとおりでございます。 第 1 回目の審議会は、例年、中央最低賃金審議会の目安諮問が行われたあとに開催しております。 令和 4 年度の中央最低賃金審議会の動向については今のところ未定でございますが、本審議会は来年度も例年どおり、第 1 回目の会議を 7 月上旬に開催させていただきますよう、その後の会議を含め日程調整させていただきたく存じます。 このため、来年度の審議会の開催日程につきましては、4 月のなるべく早い時期に、委員の皆様にご都合をお伺いいたしまして、それを踏まえた案をお示しさせていただきたいと考えております。 よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。事務局から、来年度の審議会の日程調整について、説明がございました。 来月早々に、各委員のご都合を確認したうえで、日程案を示したいということでございます。 この段取りでよろしいでしょうか。</p>
会長	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>はい。それでは、事務局には、来月早々には日程調整を行っていただくよう、お願いいたします。 引き続き、事務局から説明をお願いいたします。</p>



事務局	<p>はい。3点目でございます。</p> <p>昨年8月6日に群馬県最低賃金改正決定の答申をいただきました以降の、群馬労働局における賃金引上げ支援に係る実績についてご説明いたします。</p> <p>群馬労働局では、賃金引上げ支援の要望が盛り込まれた答申をいただいた以降、その支援施策である業務改善助成金の一層の利用及び活用の促進が図られるよう、周知に努めてまいりました。</p> <p>結果、本年2月末現在で61の事業者様から申請をいただき、ご活用をいただいているところでございます。申請件数は昨年度合計の約9倍となっております。</p> <p>引き続き、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者様への支援施策の周知に努めてまいります。</p> <p>また、昨年末に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取り組みについて」が閣議了解となり、併せて厚生労働省をはじめ内閣官房、消費者庁等により合意された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が示され、政府が一体となった取り組みが開始されました。</p> <p>群馬労働局の具体的な取り組みといたしましては、当該パッケージの集中取組期間である1月から3月までの期間において、労働基準監督部署が、最低賃金の厳守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや転嫁関連の施策の周知等の支援を積極的に行っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。事務局から、答申以降の賃金引上げ支援状況について、説明がございました。</p> <p>答申には、賃金引上げ支援の要望を盛り込みましたが、着実に実行いただいているものと理解いたします。</p> <p>このことについて、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>その他、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日ももちまして、本年度の審議会の会議は終了となります。</p> <p>本年度の審議会の終了に際しまして、ここで、丸山局長よりご挨拶を申し上げます。</p>

局長

はい。それでは一言、ご挨拶申し上げます。

■会長はじめ、委員の皆様には、昨年7月2日に諮問させていただいて以来、本年度の最低賃金の改正につきまして、引き続きコロナ禍の中、長期にわたりご熱心なご審議をいただきました。

結果としまして、改正決定の答申をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

答申していただきました時に、委員の皆様にお約束を申し上げました、中小企業・小規模事業者を中心といたしました支援ということで、業務改善助成金の一層の利用促進につきましては、先ほど説明を申し上げましたが、関係機関にもご協力を仰ぎ周知に努めさせていただきましたところ、昨年度を大きく上回る事業所の皆様に、ご活用をいただいているところでございます。

労働局といたしましても、引き続き、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の周知を図りますとともに、その履行確保に努めてまいります。

加えて、事業場内最低賃金の引上げに一層取組む中小企業・小規模事業者に対しましては、各種施策につきまして、更なる活用促進が図られますよう周知に努めてまいります。

最後になりますが、委員の皆様には、本年度これまでのご尽力とご協力に重ねて感謝を申し上げ、併せて、来年度の審議会運営に対しましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

本年度のご審議、誠にありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

最後に、本日のすべての議題を通して、委員の先生方から何かございますでしょうか。

【特になし】

会長

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、本日の議題は全て終了となります。これで、令和3年度最後の最低賃金審議会を閉会といたします。本年度のご審議誠にありがとうございました。